

鹿児島県宿泊施設の感染防止対策認証制度

募集要項

鹿児島県宿泊施設の感染防止対策認証制度は、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)」等に基づき作成された「認証基準」を全て満たした施設を認証する制度です。

認証施設は、県の定める認証ステッカー・ポスターを掲示し、施設側の感染症対策の取組を『見える化』することで、利用者への安全と信頼を確保し、県民や観光客等の利用促進を通じた経済活動の回復を図ることを目的としています。

当制度の概要、申請方法、その他留意していただきたい点は、この募集要項に記載するとおりですので、申請される方は、熟読いただくようお願い致します。

令和4年4月1日作成

鹿児島県宿泊施設の認証取得促進事業事務局

1 認証対象施設

対象となる施設は、次のすべての要件を満たす施設です。

- (1) 鹿児島県内に所在する施設
- (2) 宿泊業に属する事業者(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可(同法第2条第1項の下宿営業に係るものを除く。)を受けた者)が営む県内の事業用施設で専ら集客を目的とする施設
- (3) 施設代表者及び従業員が暴力団員でない又は法人であってその役員のうち暴力団員である者がいない施設
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行っていない施設
- (5) 本事務局または県の職員による施設の实地調査に協力する意思があり、原則、平日9時～18時までの時間帯の訪問に対応できる施設

※ ただし、施設内に宿泊者以外の不特定多数の方々を利用する食堂、レストラン等を設置されている場合は、「鹿児島県飲食店第三者認証制度」の対象となりますので御注意ください。

2 認証の基準

「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)」等に基づき作成された「認証基準」のすべての項目を満たしている施設を認証します。

3 申請受付期間

令和4年 4月 1日(金) から 令和4年12月28日(水)まで

※ 申請受付期間は現時点の予定です。

受付期間に変更があった場合は、専用ホームページでお知らせします。

(shukuhaku-ninsyou-kagoshima.com)



4 申請方法

☆申請書類等提出先

鹿児島県宿泊施設の認証取得促進事業事務局(以下「事務局」とする。)まで、申請書・認証基準チェックリスト・営業許可書の写しの3点の提出をお願いします(「5 申請書類」参照)。

なお、同一企業で複数の施設を申請する場合は一施設一件の申請となりますが、管理部門等の方が申請担当者として各施設の申請書を取りまとめるうえ、提出をお願いします。

☆提出方法

メール、郵送、FAX、または持参により、事務局へ提出してください。(募集期間内必着)

なお、申請書類を持参される場合は、募集期間内の平日9時30分～17時30分の間に提出してください。

5 申請書類

- (1) 鹿児島県宿泊施設の感染防止対策認証制度 認証施設申請書(様式第1号)
- (2) 認証基準チェックリスト
- (3) 営業許可書の写し

※ 申請書及び認証基準チェックリストは、専用ホームページからダウンロードすることが可能です。
(shukuhaku-ninsyou-kagoshima.com)



6 書類審査・実地調査

申請のあった宿泊施設については、申請書類に不足等がないか、事務局にて書類審査を行った後、事務局又は県の職員が施設の実地調査を実施します。実地調査は、申請者提出の認証基準チェックリストを参考に確認しますので、対応等ご協力をお願いいたします。(実地調査は原則、平日9時～18時の間に実施します。実施調査日時は、事前にご連絡いたします。所要時間は1時間～1時間30分程度を予定しております。)

7 認証

審査結果を基に県が施設を認証し、認証された施設には認証ステッカー及びポスター(B2版)を事務局から郵送いたします(ステッカー:1枚、ポスター:上限10枚のうち希望枚数)。認証の有効期間は、認証の日から2年間となります。

8 認証書等の掲示

認証ステッカー及びポスターを受領後は、認証施設に掲示することができます。大切に保管・使用されるようお願いします。認定ステッカー及びポスターが著しく劣化する等、使用に耐えない場合はお問い合わせください。

9 変更の報告

認証施設の住所、代表者氏名、名称、認証に係る感染防止対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、認証事業者は変更届出書(様式第2号)に変更の事実を証する書類を添付の上、遅滞なく、書面又は電子メールにより事務局まで提出してください。

10 認証の辞退

認証施設が認証の要件を満たさなくなったとき又は満たさなくなると見込まれるときは、認証事業者はすみやかに辞退届出書(様式第3号)を書面又は電子メールにより事務局まで提出してください。

また、交付済みの認証ステッカー及びポスターについても併せて返納してください。

11 認証の取消し

認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、認証を取り消すことがあります。

※ 認証の取消しがあった場合、対象事業者は遅滞なく認証ステッカー及びポスターを事務局あて返納する必要があります。

12 認証施設の専用ウェブサイト掲載

認証施設は、施設の名称・所在地等の情報を専用ホームページに掲載します。

(shukuhaku-ninsyou-kagoshima.com)

また、実地調査を行った際に、優良な対策や取組を実施している施設等については、当該施設の了承を得た上で、ホームページ等に優良参考事例として紹介します。

13 注意事項

本認証制度は、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)」等に基づき作成された「認証基準」に適合していることを認証するものであり、認証施設での新型コロナウイルス感染者が発生しないことを保証するものではありません。

14 本制度に関するお問い合わせ先

鹿児島県宿泊施設の認証取得促進事業事務局

住所: 〒892-0847 鹿児島県鹿児島市西千石町 11-25

鹿児島フコク生命高見馬場ビル 5 階 (株)JTБ 鹿児島支店内

電話: 099-239-7944

FAX: 099-224-4456

メールアドレス: ninsyouseido@jtb.com

専用ホームページ: shukuhaku-ninsyou-kagoshima.com

県ホームページ:

<https://www.pref.kagoshima.jp/af08/syukuhakusisetu-ninnsyouseido.html>

※ 電話での受付は平日 9 時 30 分時から 17 時 30 分までです。

※ お問い合わせが混み合う場合もありますので、その場合はお手数ですが、メールでお問い合わせいただきますようお願いします。

※ R5/3/1(水)以降は、鹿児島県庁 観光・文化スポーツ部 PR 観光課へご連絡下さい。

電話: 099-286-3350

FAX: 099-286-5580

メールアドレス: kanko@pref.kagoshima.lg.jp